11　「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。	10　「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
12　「端末の認証等に関する方式及び情報」、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」及び「通信プロトコルに関する情報」については、ルータにより符号を交換する機能の提供のために用いる設備に係るものを記載すること。なお、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」については、当該情報に代えて、その開示予定方法等を記載することができる。	［新設］
13　「端末の認証等に関する方式及び情報」については、選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。	［新設］
14　「通信プロトコルに関する情報」については、当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。	［新設］
15　［略］	11　［同左］
16　「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（電気通信事業法施行規則第24条の５で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。	12　「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の５で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。
［削る］	13　「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。
17　「費用の負担の有無及びその概算」については、機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算（費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。）を記載すること。なお、法第36条第１項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。	［新設］
18　「13の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第４項第２号の総務省令で定める方法に準じて記載すること。なお、法第36条第１項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。	14　「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第４項第２号の総務省令で定める方法に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。
19　「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日（最も早く工事を開始する場合の予定日であつて、電気通信事業法施行規則第24条の２第１項第３号ハ及びニの規定（以下「期間短縮規定」という。）を適用しない場合のもの）を記載すること。	15　「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。
20　「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）（最も早く提供を開始する場合の予定時期であつて、期間短縮規定を適用しない場合のもの）を記載すること。	16　「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。